

新見市立新見南小学校 いじめ問題対策基本方針

平成31年4月改訂

いじめに関する現状と課題
・本校の昨年度いじめの認知件数は5件である。担任はじめ、全職員で対応し、改善された。 ・正田小と統合し、新たな環境になり4年目を迎えたが、児童の人間関係に十分注意を払うことが必要である。 ・児童の携帯電話・PC・ゲーム機等によるSNS・ネット等の利用実態については十分に把握し切れていないが、中学校との連携を密にしながら、言語環境も含めて、いじめの未然防止に向けて指導改善を図る必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
・職員会議の中で行っている生徒指導上の課題に関する情報交換を生かし、生徒指導主事を中心に、いじめ問題の早期発見と解決のための取り組みを行う。 ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を促すとともに、一人一人が輝ける居場所を作ることによって自己有用感や充実感を感じられるようにする。 ・教育相談週間・児童生活アンケート等を活用し、得られた情報を指導に生かす。 ・参観日等で、携帯安全教室等を行い、児童とともに保護者への情報モラルについての教育の推進を図る。 <重点となる取組> ・i-checkや生活アンケート(携帯電話・PC・ゲーム機等の利用状況も含めて)を実施し、実態を把握し、指導に生かす。 ・「いじめについて考える週間」における取組や「人権週間」の取組において、「いじめは決して許されないこと」という意識の高揚と定着を図る。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<連携の内容> ・学校基本方針をPTA総会や参観日で説明し、学校のいじめ問題への取り組みについて、保護者の理解と協力を得る。 ・学校運営協議会やボランティア連絡会等の場を活用し、地域の方との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・学校だよりや学年通信等を活用し、インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等をはじめとし、いじめ問題等の現状や啓発活動を行う。	いじめ対策委員会 <対策委員会の役割> ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、相談窓口、発生しいじめ事案への対応 <対策委員会の開催時期> ・必要に応じて <対策委員会の内容の教職員への伝達> ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等 <構成メンバー> ・校外 PTA会長、関係スクールカウンセラー ・校内 校長、教頭、生徒指導担当、担任、養護教諭、スクールカウンセラー 全教職員	<連携機関名> ・市教育委員会 <連携の内容> ・保護者支援の相談等 <学校側の窓口> ・教頭 <連携機関名> ・新見警察署 <連携の内容> ・非行防止教室の実施 ・定期的な情報交換、連絡会議の開催 <学校側の窓口> ・教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① いじめの防止	(職員研修) ・教職員の指導力向上のための研修として、豊かな言語環境の在り方やネットいじめ等について研修を行う。 ・i-checkの結果を全職員で共有したり、スクールカウンセラーの講義を受けたりする。 (児童会活動) ・いじめを考える週間や人権集会において、児童会主催のあいさつ運動や名前の呼び方、思いやり等の意識を高めるための取り組みを進める。 (居場所づくり) ・授業や行事では、規律を守り落ち着いた行動を促し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、発達段階に応じて行う。(学活または総合で)
② 早期発見	(実態把握) ・平素からの観察を重視するとともに、児童の実態把握のための生活関連アンケート・i-check等を実施したり、定期的に教育相談を実施したりして、いじめの早期発見を図る。 ・スクールカウンセラーによる教育相談の実施。 (情報共有) ・児童の気になる言動について、職員朝礼等の場を利用し、適宜情報を共有するようにする。 (保護者啓発) ・個人懇談や学年懇談、学級懇談等を利用して、児童の変化や家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。 (情報モラル教育) ・i-checkや生活アンケート(携帯電話・PC・ゲーム機等の利用状況も含めて)を実施し、実態を把握する。
③ いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的な対応を検討するため、校内いじめ対策会議を早急に開催する。(構成メンバー； 校長、教頭、生徒指導担当、担任、養護教諭) ・重大案件等が生じた場合は、早急にいじめ対策委員会を開催する。 (いじめられた児童への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守ることを最優先に、その児童や保護者に対して支援を行う。 (いじめた児童への指導) ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、その児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるように指導する。